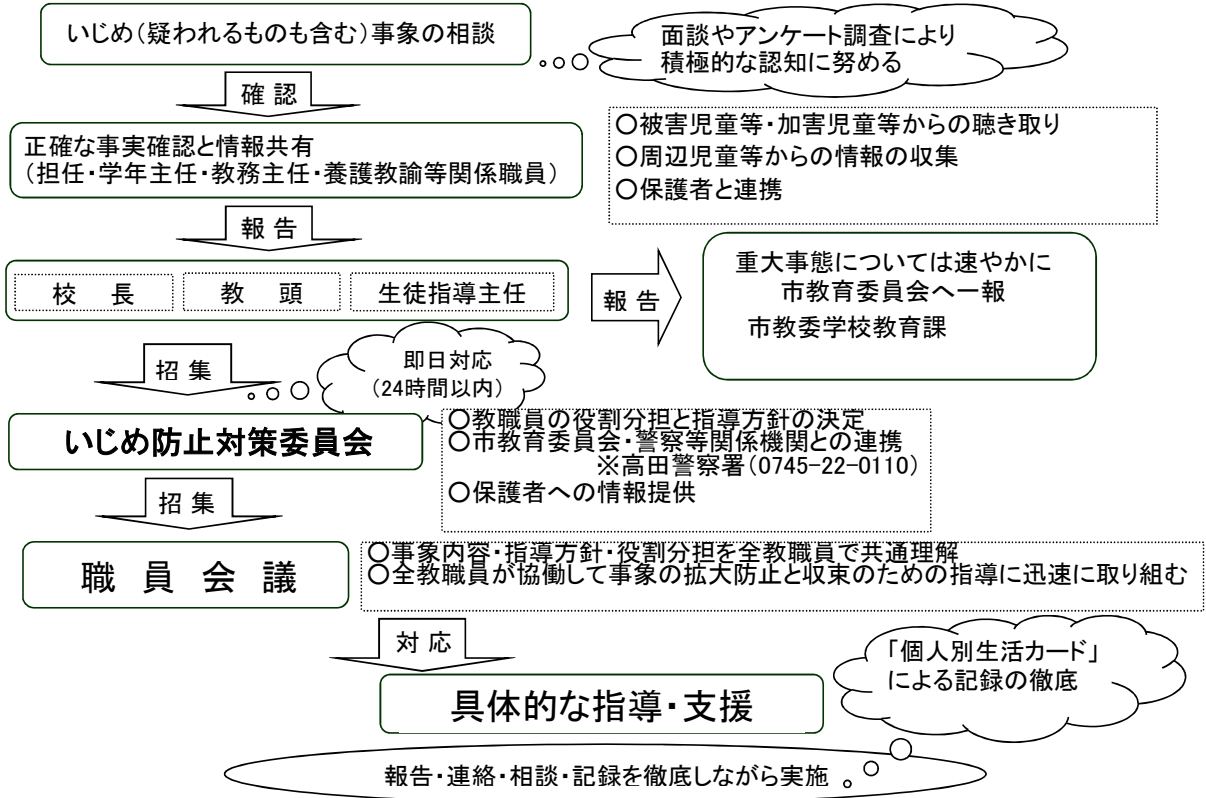


いじめ防止対策委員会 22条

校長・教頭・教務主任
生徒指導主任・養護教諭・特別支援・各学年代表
教育相談担当者
※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う。

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



Three columns detailing support and guidance:

- 被害者への支援** (Support for victims): 共感的に受け止める (Empathetic reception). Includes: 伝えること (School as 'whatsoever protection', privacy protection), 確認すること (Physical injury status, property damage, counseling necessity, police report), 留意すること (Prevention, explanation to guardians).
- 加害者への指導** (Guidance for perpetrators): 毅然とした態度で (Firm attitude). Includes: 伝えること (Bullying is punishable, pain to victim, consequences), 確認すること (Counseling necessity), 留意すること (Psychological background, becoming a victim, liaison).
- 友人・知人への指導・支援 (観衆・傍観者等)** (Guidance/Support for friends/acquaintances): みんなを守るという姿勢 (Attitude of protecting everyone). Includes: 伝えること (Pain to victim, bystander as perpetrator, privacy protection), 確認すること (Counseling necessity), 留意すること (Bystander becoming victim).

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り | 市・県教育委員会への報告

重大事態への対応
・速やかに県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
・市・県教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする